



令和5年度 新潟県委託事業

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金

令和5年10～12月使用分 事業概要について

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金事務局

1 補助内容

特別高圧電力価格高騰の影響を受ける 県内中小企業の皆さまに補助金を交付します

※補助金交付の対象電力は、令和5年10月から12月までの使用電力量です。

令和5年
10月～12月使用分 **1kWh**あたり **1.8円** (上限)

※本補助金は「特別高圧(契約電力が原則として2,000kW以上)」の電力供給を受け、電気料金を負担している事業者を対象としています。

高圧受電(契約電力2,000kW未満：高圧電力・業務用電力など)や低圧受電(契約電力50kW未満：従量電灯C・低圧電力など)は対象外ですので、ご注意ください。

2 補助対象者の要件

新潟県内で事業を営む中小企業



県内の事業所
(店舗、工場、事務所等)で
事業を行っている者



小売電気事業者から
特別高圧の電力供給を受け
電気料金を負担している者

工業団地や商業施設等に入居する事業者を含むが、
使用する電力量が明確でない場合は補助対象外



本補助金を「経営改善」「人材
投資」「設備投資」等に活用
補助金受領後も事業継続

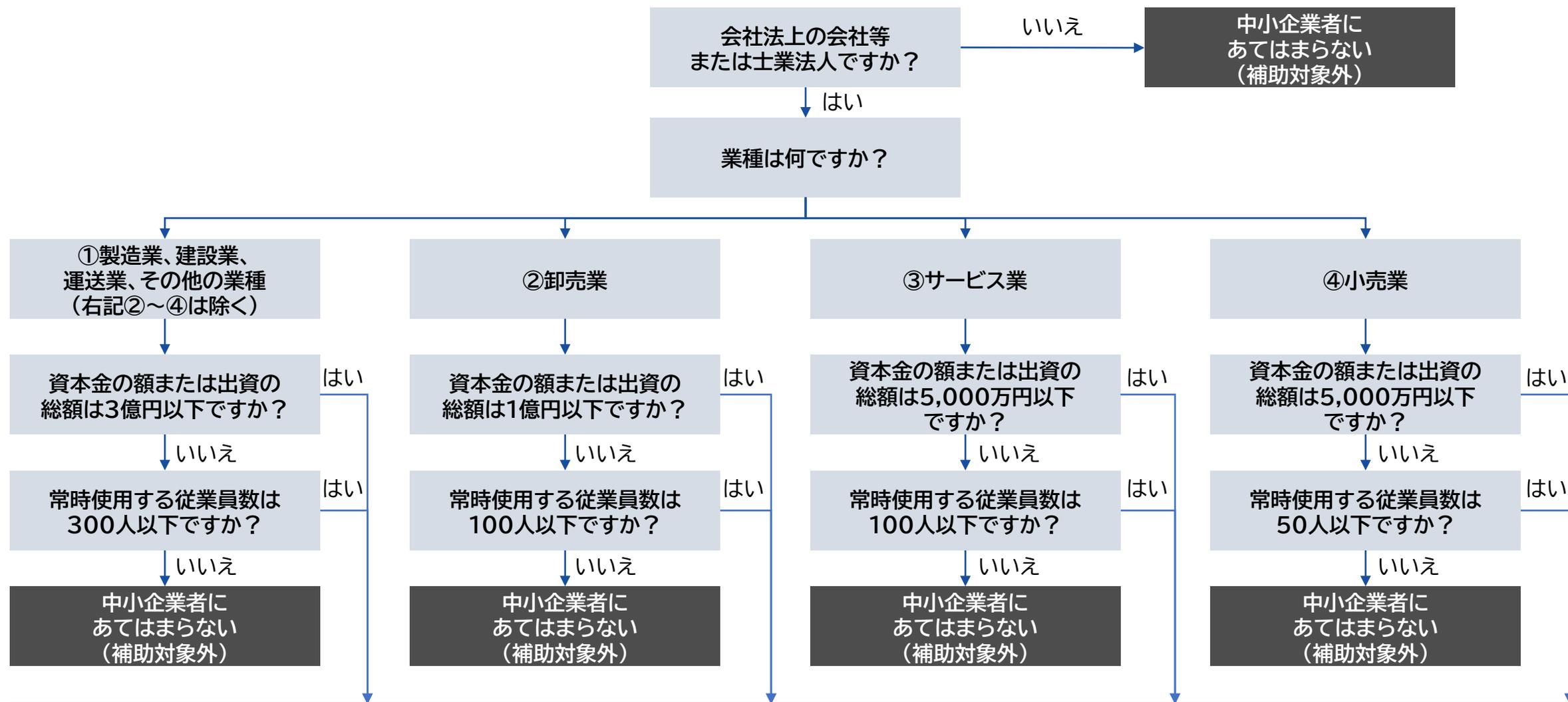
ただし、上記に該当する場合でも以下に掲げるいずれか一つでも当てはまる場合は除く。

- 要綱第2条第2号に定める「みなし大企業」
- 新潟県が出資している法人
- 国、県市町村その他これらに準ずるもの
- 反社会的勢力に属するまたは関連するもの

補助申請者

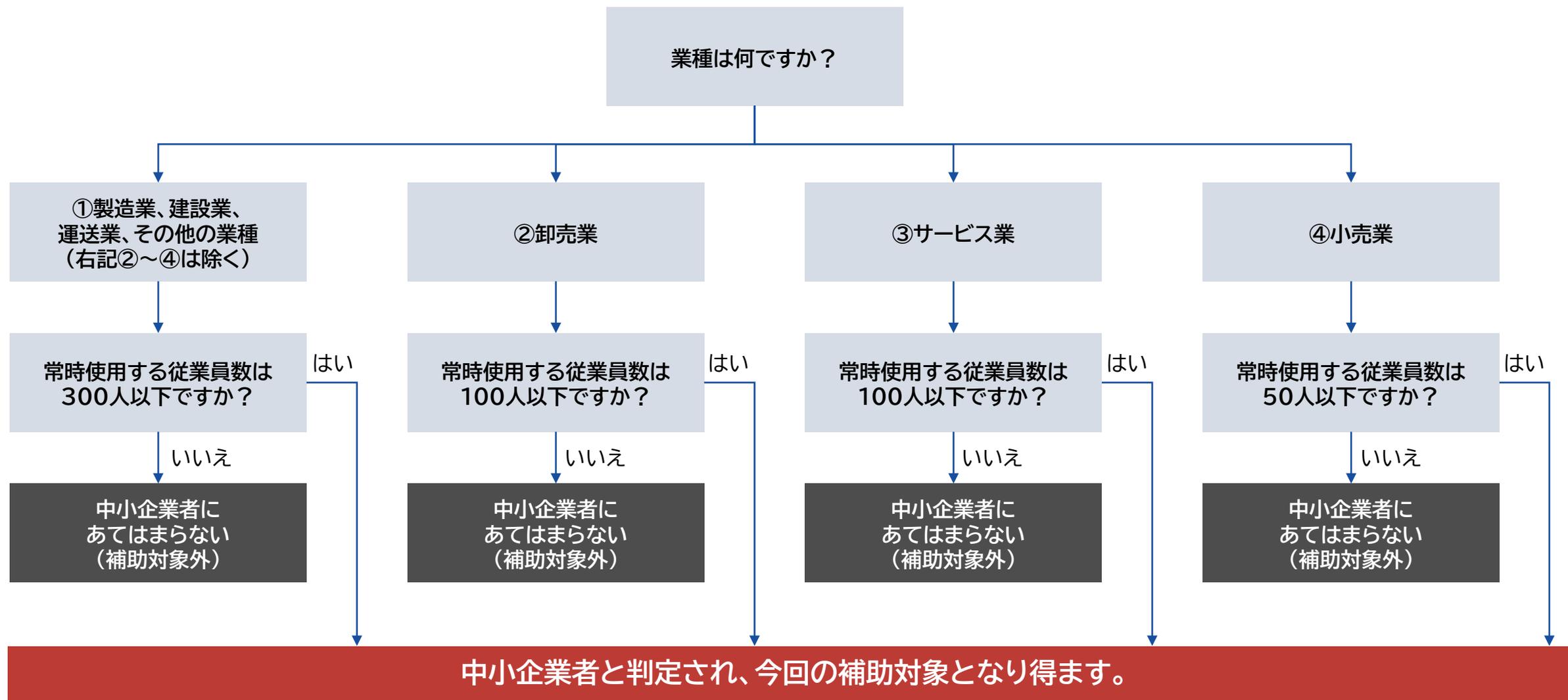
補助申請は、補助対象となる中小企業者が行ってください。
※一法人につき、一申請とします。(複数事業所が補助対象となる場合は取りまとめて申請してください)

3 補助対象者(中小企業者であるか)の判別チャート【法人の場合】



中小企業者と判定され、今回の補助対象となり得ます。ただし「みなし大企業」は補助対象外となりますのでご注意ください。

4 補助対象者(中小企業者であるか)の判別チャート【個人事業主の場合】



5 「みなし大企業」について

親会社が大企業のケース

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

6 提出が必要となる書類

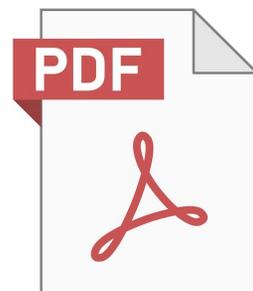


- a. 申請書類チェック表
- b. 補助金交付申請書兼実績報告書 [別記第1号様式の1]
- c. 申請者の概要 [別記第1号様式の2]
- d. 誓約書 [別記第1号様式の3]
- e. 使用電力量報告書 [別記第1号様式の6]

※以下は必要時に提出

- f. 特別高圧電力の利用報告書(施設管理者等による報告) [別記第1号様式の4]

7 提出が必要となる書類



g. 各月の使用電力量の根拠書類(検針票、請求書等の写し)

※テナントなど直接受電契約を結んでいない場合は、施設管理者の特別高圧電力契約が確認できるもの、もしくは別記第1号様式の4、特別高圧電力利用報告書(施設管理者による報告)のどちらかを加えて提出

h. 履歴事項全部証明書

※個人事業主の場合は、青色申告決算書の写し等

i. 補助対象事業者の出資比率を明らかにする書類(任意様式)

j. 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないこと)

k. 振込先通帳の写し

(金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人:カナ表記がはっきりわかるもの)

8 申請から補助金交付までの流れ





ご不明な点は 補助金事務局へお問合せください



電子メール exh@eecp.or.jp

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金事務局



一般社団法人

環境省エネ推進研究所